

「私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業」

取扱金融機関募集要項

令和7年4月

「私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業」取扱金融機関募集要項

目次

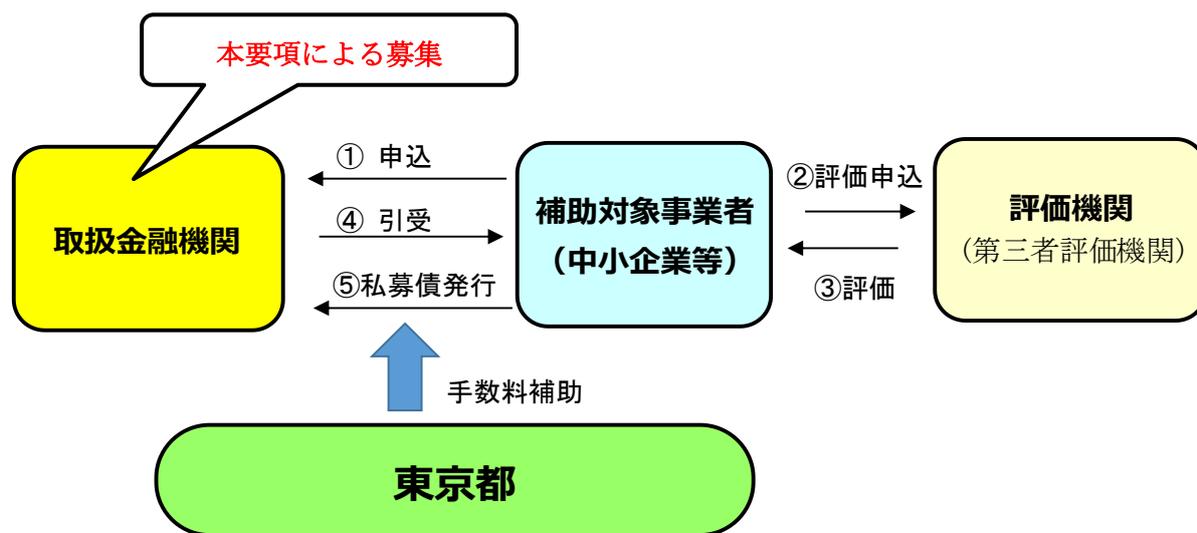
| | | |
|-----|-----------------------|---|
| 第1 | 事業目的 | 3 |
| 第2 | 事業内容 | 3 |
| 第3 | 本事業の実施に当たっての留意事項..... | 5 |
| 第4 | 応募資格 | 6 |
| 第5 | 取扱金融機関の指定の取消し..... | 6 |
| 第6 | 応募書類 | 6 |
| 第7 | 質問受付及び応募書類の提出先..... | 7 |
| 第8 | 指定方法 | 7 |
| 別紙1 | | 8 |
| 別紙2 | | 9 |

第1 事業目的

本事業は、中小企業等の脱炭素化への取組の推進と脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、東京都（以下「都」という。）が、取扱金融機関と連携し、脱炭素に取り組もうとする中小企業等の私募債を活用した資金調達とPRの支援を行う事業です。

第2 事業内容

【本事業のスキーム図】



1 取扱金融機関

取扱金融機関は、次に掲げる事項を行うことを役割とします。

- (1) 取扱金融機関は、自らの責任において私募債発行に関する審査を行い、第2-2に定める補助対象事業者（以下「補助対象事業者」という。以下同じ。）の私募債引受を行うものとします。なお、私募債の発行条件は取扱金融機関の定めによるものとします。
- (2) 取扱金融機関は、評価機関の指定を行うとともに、必要に応じて補助対象事業者が評価機関から受けた評価への助言や、対外的なPRへの支援を行うものとします。
- (3) 取扱金融機関は、補助対象事業者が都に私募債を活用した脱炭素化企業取組支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付申請を行う際、申請に必要な書類一式を確認し、記載内容に誤りがない旨を記載した確認書を作成の上、原則として都に提出するものとします。
- (4) 取扱金融機関は、中小企業等から本補助金への申請見込のある私募債の申込みがあった場合、案件の進捗を定期的に都へ報告することとします。
- (5) 取扱金融機関は、必要に応じて都と別途協定を締結するものとします。

2 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は、次に掲げる条件をいずれも満たす中小企業等とします。

- (1) 会社法（平成十七年法律第八十六号）で定義する会社であって、東京証券取引所が開設するプライム市場に上場していない法人であること。

- (2) 脱炭素化に取り組んでいる、又は取り組もうとする法人であること。
- (3) 東京都内に事業所を有する法人であること。
- (4) 取扱金融機関が直接引受者となり私募債を発行すること。
- (5) 以下の事業を営んでいないこと。
 - ア 宗教教育その他宗教活動に該当する事業
 - イ 政治活動に該当する事業
 - ウ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
 - エ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）
 - オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業
- (6) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- (7) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- (8) 本事業による私募債発行に関して、他の補助金を受給していないこと。

3 評価機関

評価機関は、次の（1）に掲げる条件を満たし、（2）に掲げる事項を行うことを役割とします。

- (1) 1（2）により取扱金融機関に指定された者であって、取扱金融機関及び補助対象事業者以外の第三者機関とします。
- (2) 取扱金融機関又は補助対象事業者からの申込みを受け、補助対象事業者の脱炭素への取組状況について評価を行い、その結果を補助対象事業者に通知するものとします。なお、評価については、補助対象事業者が脱炭素に取り組むに当たり、最低限現状認識することが可能な評価内容とします。（例：評価時点における二酸化炭素の排出量の算出など。）

また、単に数値等の算出に留まるのではなく、補助対象事業者が継続的に脱炭素に取り組むための指針となるよう、評価内容に基づく助言等を行うこととします。

4 東京都

都が行う事項は、次のとおりです。

- (1) 取扱金融機関を指定
- (2) 取扱金融機関と本事業の実施に必要な事項について、必要に応じて別途協定等を締結するとともに、必要な要綱等を制定
- (3) 予算の範囲内において、本補助金により、補助対象事業者が私募債発行時に要する費用の一部を補助

- (4) 取扱金融機関に対する本補助金の予算執行状況の連絡（月1回程度）
- (5) 補助対象事業者への本補助金の交付に関する検査

5 事業の実施期間

各年度における本事業の実施期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの期間とします。

ただし、補助対象事業者から都への本補助金交付申請は毎年度2月末日までに行うこととし、補助対象の私募債が毎年度3月31日までに発行される必要があります。

6 補助条件及び対象費用

本補助金は、補助対象事業者が私募債発行時に負担する費用の2分の1以内の額を補助するものです。1件当たりの補助金の上限額は200万円となります。

ただし、対象とする費用は、株式会社証券保管振替機構に支払う手数料を除き、かつ保証料や利息等を除く発行時のみに発生する費用であって、あらかじめ取扱金融機関が都に申し出を行い、都の承認を得た手数料項目とします。

なお、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除外します。

第3 本事業の実施に当たっての留意事項

1 相互交流・連携

取扱金融機関は、本事業を実施するに際し、都と相互に課題やノウハウを共有し、連携を深めるための情報共有・相互交流の機会創出に努めなければなりません。

2 状況報告

取扱金融機関は、以下のとおり状況報告を行うこととします。

- (1) 取扱金融機関は、中小企業等から本補助金への申請見込のある私募債発行の申込みを受けた場合、速やかに都へ報告するものとします。報告事項については基本的に以下のとおりとし、都と協議の上、必要な事項を適宜修正できるものとします。
 - ・管理番号（例：申し込み順に1から付番）
 - ・事業者住所（区市町村名まで）
 - ・私募債の発行予定金額
 - ・補助金申請予定額
 - ・実行予定日
 - ・中小企業等の第2 2の充足状況
 - ・私募債取扱い条件の充足状況
- (2) 取扱金融機関は（1）による報告を行った後、案件の進捗に応じ、状況を都に報告するものとします。また、都が報告を求めた場合は、都に速やかに報告するものとします。
- (3) 取扱金融機関は（1）による報告を行った案件について、本事業による本補助金の申請を行わないことが明らかとなった場合、速やかに都に報告するものとします。

- (4) 取扱金融機関は、都が補助対象事業者に対して実施する本補助金の検査に当たり、必要な協力を行うこととします。

3 その他の規程の遵守

取扱金融機関は、本募集要項に定めるもののほか、都が定める本事業の実施について必要な規程を遵守する必要があります。

4 重大な違反行為があった場合の措置

都は、取扱金融機関又は評価機関に、法令又はこの要項に対する重大な違反行為等があった場合、本事業の実施に当たり都が締結した協定を解除するなど、当該機関を本事業の実施主体から除外するため、必要な措置を講じることができるものとします。

第4 応募資格

取扱金融機関は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関であること。
- (2) 東京都内に本支店を有する金融機関であること。
- (3) 東京都内において十分な人員体制や営業基盤を有しており、第2 1に掲げる事項を実施することが可能であること。

第5 取扱金融機関の指定の取消し

- 1 都は、取扱金融機関が、偽り、隠匿その他不正の手段により取扱金融機関の指定を受けた場合、及び本事業の実施期間中に第4に掲げる条件を満たさないことが認められた場合には、取扱金融機関の指定を取り消すことがあります。
- 2 取扱金融機関は、本事業の実施期間中に、事業の継続が困難な状況に陥るなど、取扱金融機関としての業務の継続に支障をきたすような事象が発生した場合は、速やかに都と協議してください。

第6 応募書類

応募に際し、都に提出する書類は次のとおりとします。

| 応募書類 | 必要部数 | 備考 |
|--------------------|------|----|
| 指定申請書（様式：別紙1） | 1部 | |
| 私募債発行手数料内訳（様式：別紙2） | 1部 | |
| 指定取扱評価機関一覧（様式：別紙2） | 1部 | |

第7 質問受付及び応募書類の提出先

応募に関する質問および応募書類の提出先は、下記の通りです。
なお、応募書類は郵送又はメールにより提出してください。

提出先 東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部 計画課 調整担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階北側
電話 03-5000-7712 (平日9時～17時)
メール S0000480@section.metro.tokyo.jp

第8 指定方法

1 資格確認

応募者が第4に掲げる応募資格を満たしているかどうかについて、確認を行います。

2 注意事項

- (1) 都から追加資料の提出等を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行ってください。
- (2) 指定の可否は、書面で通知します。
- (3) 結果に関する問い合わせ（指定しない理由等）には一切応じません。
- (4) 都は、予告なく本募集要項に定める手続等について、変更又は中止等を行うことがあります。また、本募集要項に定める手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、都は一切の責任を負わないものとします。

私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業 取扱金融機関の指定申請書

私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業に係る取扱金融機関として指定を受けたく、申請いたします。

<金融機関概要>

| | |
|------------------------|--|
| 住所 法人名 代表者名 | |
| 都内店舗数 (法人融資取扱い有人店舗) | |

<担当者連絡先>

| | |
|------------------|--|
| 担当者 (所属・職・氏名) | |
| Tel | |
| E-mail | |

「私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業」取扱金融機関募集要項（以下「募集要項」という。）第4に記載の応募資格の条件をいずれも満たすことを以下のとおり確認しました。

- 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関であること。
令和___年度東京都中小企業制度融資 融資実行金額：_____百万円
- 東京都内に本支店を有する金融機関であること。
- 東京都内において十分な人員体制や営業基盤を有しており、募集要項第2 1に掲げる事項を実施することが可能であること。

※ 確認した各事項の□にチェックを入れてください。

※ 令和___年度における東京都中小企業制度融資の融資実行金額（単位未満を四捨五入）を記入してください。

本事業における私募債業務申請書
(私募債発行手数料内訳)

本事業において、当金融機関が取り扱う私募債の手数料は以下のとおりです。

補助対象手数料

「私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業」取扱金融機関募集要項（以下、「募集要項」という。）第2の7で定める補助対象経費の名称は以下のとおりとして申請いたします。

また、顧客へ発行する領収書には、内訳を記載し、補助対象経費を明らかにいたします。

| 手数料名称 | 発生時期 | 備考 |
|---------|----------|-------------|
| 財務代理手数料 | 私募債発行時のみ | 発行額、期間により変動 |
| 総額引受手数料 | 私募債発行時のみ | 発行額により変動 |

補助対象外手数料

以下の名称の費用は、補助対象経費といたしません。

| 手数料名称 | 発生時期 | 備考 |
|---------|--------|----------|
| 新規記録手数料 | 私募債発行時 | 保振への支払費用 |
| 利金支払手数料 | 利払い時 | |
| 元金償還手数料 | 元金支払時 | |
| 保証料 | 半期毎 | |
| 支払利息 | 半期毎 | |

※赤字は記載例です。申請書提出の際は記載例を削除の上、必要事項のご記入をお願いします。

本事業における私募債業務申請書
(指定取扱評価機関一覧)

本事業において、募集要項第2の3の要件を満たす評価機関を以下のとおり指定いたします。

| 評価機関名 | 評価の手法 | 助言(アドバイス)内容 |
|-------|-------|-------------|
| | | |
| | | |
| | | |